

各県立高等学校長 殿

山形県教育委員会教育長

県高校総体参加に当たっての感染防止対策の徹底について

このことについては、令和 3 年 5 月 21 日付け高教第 192 号・スポ保第 237 号で通知しているところですが、参加する学校の感染防止対策の不備により、自校の生徒だけでなく、他校の生徒の参加の機会までも奪う結果となること、さらには、他の競技を含め大会の開催自体が危ぶまれるということ、ひいては、高等学校における教育活動全体に対する不信感を生じさせかねないという危機感を持って感染防止対策に取り組む必要があります。

つきましては、令和 3 年 5 月 21 日付け高教第 192 号・スポ保第 237 号の 1 で示す対策及び下記の対策の実施について、改めて貴職より指導徹底願います。

記

1 改めて対策徹底すべき点

(1) 第二顧問等による感染防止対策の徹底について

原則として、監督とは別に、部内に感染防止対策の責任者（第二顧問など）を設置し、監督・第二顧問等用チェックリストにより対策の徹底を図ること。

(2) 健康観察の徹底について（チェックリスト関連部分：監督・第二顧問等用 2、選手等用 2）

① 医療機関受診の徹底について

新型コロナウイルス感染症には潜伏期間があり、ウイルスが体内に入ってもすぐには発症しなかったり、症状が出てもすぐに回復したように見えたりすることから、大会参加前 2 週間の健康観察で発熱（37℃を目安）を確認した場合は、医療機関を受診させ、その結果を踏まえたうえで、参加可否を判断すること。医療機関の受診がない場合は、参加を控えること。

② 健康観察等に係る保護者の協力について

顧問は、選手等の保護者に対し、家族内での感染情報や濃厚接触の疑いも含め、体調不良等について、すぐに顧問に連絡いただけるよう、改めて協力を依頼すること。

(3) マスク着用について（チェックリスト関連部分：監督・第二顧問等用 3、選手等用 3）

マスクについては、不織布製の使用を徹底すること。

(4) 会場での会話について

(チェックリスト関連部分：監督・第二顧問等用 8・9・10、選手等用 8・9・10)
選手等に飲食させる場合をはじめとして、会場での私語を厳禁とすること。

2 学校関係者に感染等が確認された場合の大会への参加について

(1) 生徒に感染等が確認された場合

- ① 感染が確認された生徒が所属する部は参加を控えること。（参加を可とするのは、感染が確認された生徒が発症 3 日前以降に他の部員との接触がない場合に限る。）
- ② 濃厚接触者または PCR 検査対象者が所属する部は、当該生徒の陰性が確認された場合

に限り参加を可とし、陰性が確認できない場合は参加を控えること。(感染が確認された者の発症3日前以降に、当該濃厚接触者等が他の部員との接触がない場合に限り、検査結果に関わらず参加を可とする。)

(2) 教員等に感染等が確認された場合

- ① 感染が確認された教員等が顧問をしている部は参加を控えること。(参加を可とするのは、発症3日前以降に部員との接触がない場合に限る。)
- ② 濃厚接触者またはPCR検査対象者となった場合は、当該教員等の陰性が確認された場合に限り参加を可とし、陰性が確認できない場合は参加を控えること。(感染が確認された者の発症3日前以降に、当該教員等が部員との接触がない場合に限り、検査結果に関わらず参加を可とする。)

(3) その他

保健所から校内の感染範囲の特定のために、学校活動の休止^{*}の要請がなされている期間は参加を控えること。

※ 生徒を登校させず、ICT等を活用した在宅学習としている場合も含む。

3 差別や偏見、誹謗中傷、いじめ等の防止について

学校関係者に感染が確認された場合等、県高校総体への参加可否に関わり、心ない言動やSNSへの書き込みなど差別や偏見、誹謗中傷、いじめを決して行わないよう改めて生徒への指導を徹底願います。

<担当>

スポーツ保健課 石田 充

TEL:023-630-2562 FAX:023-630-2983